

ペットを連れての海外渡航 又は日本入国をお考えの方へ



動物の輸入届出制度

この動物の輸入届出制度は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、国内における輸入動物を原因とする人の感染症の発生を防止するために実施するものです。

届出対象動物

げっ歯目(ハムスター リス)、ナキウサギ、フェレット等
鳥類(ハト、インコ、オウム等)

※犬、猫等、動物検疫所での検疫を受ける動物は除く。

※は虫類、魚類、虫類は対象外。

※鳥類は衛生証明書を取得していても、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からは持ち込めません。

○旅行等で海外へ一時的に持ち出したペット

○海外で個人的に飼育していたペット

○海外のペットショップで購入したペット

も届出の対象となり、届出書類を揃えることが困難なため、
基本的に日本国内に持ち込むことが出来ません。

ペットを動物病院やお知り合いの方に預けることを
おすすめいたします。

ペットを連れての海外渡航又は日本に入国をお考えの方は、

届出対象動物を海外から日本国内に持ち込むには以下の書類が必要ですが、

輸出国政府機関発行の衛生証明書を取得することは困難であり、

基本的に対象動物を日本国内へ持ち込むことは出来ません。

■届出書 2通

■衛生証明書(輸出国政府機関発行のもの)

■届出者の身元確認書類

■航空運送状の写し(手荷物の場合は不要)

■微生物検査の結果書(高度に衛生管理されたげっ歯類のみ)

届出の対象となっている動物は、動物ごとに一定の条件を満たしたものでなければ輸入することは出来ません。

げっ歯目については、繁殖されたもので、輸出国政府機関指定の保管施設に出生以来保管されているものでなければ輸入することは出来ません。

げっ歯目を除く哺乳類及び鳥類については、厚生労働省令で定められている条件に適した施設に一定の期間保管しておくことが必要となるため、輸出国政府機関が発行する衛生証明書の取得が困難です。

そのため、日本の自宅で飼っていたペットを海外に持ち出した場合や海外で飼っていたペットは基本的に日本に持ち込むことができなくなります。

詳しくは[動物の輸入届出制度について\(厚生労働省感染症対策課\)](#)